

児童扶養手当のしおり

ひとり親家庭のために

(父または母が重度障がいの家庭も対象となります)



児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童または父若しくは母が国民年金のほぼ1級障がい程度の重度障がいの状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。(外国人の方も支給対象となります。)

偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、児童扶養手当法第35条の規定により罰せられることがあります。

城陽市

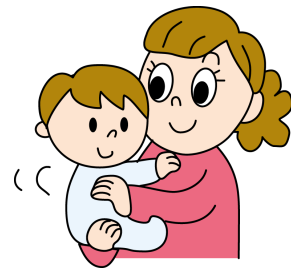
1.対象となる児童及び請求者

次のいずれにあてはまる18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満の児童)を監護している父(母)または父(母)に代わって児童を養育(児童と同居し、生計を維持していること)している人が請求者となります。(養育者が複数いるときは、その家庭の生計の中心となっている人が請求者となります。)

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父(母)が死亡した児童
- ③ 父(母)が法令で定める重度の障がい【別表】の状態にある児童

※父(母)が障害年金を受け、当該児童について子の加算を受けている場合、当該加算額と児童扶養手当の差額分の児童扶養手当を受給していただくことになります。

- ④ 父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父(母)から1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父(母)が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童



ただし、上記の場合でも、次のいずれかにあてはまるときは手当を受給できません。

- ・父(母)、養育者または児童が日本に住んでいないとき
- ・児童が里親に委託されているとき
- ・児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く。)に入所しているとき

公的年金(※1)を受給されている方は年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、障害基礎年金等(※2)を受給されている方は障害基礎年金等の子の加算部分の額が、児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

児童扶養手当を受給するためには、市への申請が必要です。

また、受給している年金額が手当額よりも低いかどうかは、市へご相談ください。

(※1)遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

(※2)国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など

2.請求先

請求先は城陽市子育て支援課です。

3.認定・支給の方法

提出された申請書類を審査し、城陽市長が認定します。

認定されると証書(支給額、有効期限を記載)を交付するとともに、請求された月の翌月分から手当が支給されます。

支払は、1月(11月・12月分)、3月(1月・2月分)、5月(3月・4月分)、7月(5・6月分)、9月(7・8月分)、11月(9月・10月分)の奇数月に請求者の指定された金融機関の口座に振り込まれます。(通常各月11日。なお、11日が土、日、祝日にあたるときはその直前の金融機関の営業日となります。)

4.手当額（月額）

<令和8年4月1日現在> ※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

手当額			
	全部支給の場合	一部支給の場合	全部停止の場合
支給対象児童1人	48,050円	48,040円から11,340円	0円
支給対象児童2人	59,400円	59,380円から17,020円	0円
支給対象児童3人	70,750円	70,720円から22,700円	0円

児童が2人以上のときは、1人増えるごとに、全部支給は **11,350 円**が、一部支給では所得に応じて **11,340 円～5,680 円**が**加算**されます。(それぞれ収入に応じて逡減)

父(母)、養育者または児童が公的年金、遺族補償を受けることができるとき、児童が父(母)に支給される公的年金の加算対象になっているときは、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。詳しくは、市へお問い合わせください。

ただし、障害基礎年金等を受給されている方は、障害基礎年金等の子の加算の額の部分が、児童扶養手当額より低い場合、その差額部分の児童扶養手当が支給されます。

5.所得制限限度額について

請求者及び生計を共にする扶養義務者の前年の所得(給与所得者の場合は、給与所得控除後の所得)により支給額が決まります。

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費 - 80,000円 - 下記の諸控除

(前年の収入 + 養育費の8割) (給与所得控除額等) (社会保険料相当・一律)

※給与所得または公的年金所得がある場合は、その合計所得額から10万円を控除することになります。

★毎年11月1日から翌年の10月31日までを支給年度として、年単位で手当の額を決定します。

1月から9月の間に申請される場合は、前々年の所得で算出します。

★養育費は、父または母が請求者の場合であって児童の母または父から前年に受け取った金品等のことを指します。

扶養義務者とは・・・請求者と同居する(世帯分離を含む)18歳の年度末を超える三親等以内の直系血族をいいます。

所得制限限度額表						
扶養 親族等 の数	請求者本人				配偶者/扶養義務者	
	全部支給		一部支給			
0	690,000円未満	(1,420,000円未満)	2,080,000円未満	(3,343,000円未満)	2,360,000円未満	(3,725,000円未満)
1	1,070,000円未満	(1,900,000円未満)	2,460,000円未満	(3,850,000円未満)	2,740,000円未満	(4,200,000円未満)
2	1,450,000円未満	(2,443,000円未満)	2,840,000円未満	(4,325,000円未満)	3,120,000円未満	(4,675,000円未満)
3	1,830,000円未満	(2,986,000円未満)	3,220,000円未満	(4,800,000円未満)	3,500,000円未満	(5,150,000円未満)
4	2,210,000円未満	(3,529,000円未満)	3,600,000円未満	(5,275,000円未満)	3,880,000円未満	(5,625,000円未満)
5	2,590,000円未満	(4,013,000円未満)	3,980,000円未満	(5,750,000円未満)	4,260,000円未満	(6,100,000円未満)

()内は収入額の目安

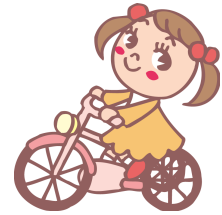
※請求者本人に、70歳以上の老人扶養親族がある場合は限度額に 100,000 円、19歳から22歳までの特定扶養親族(16歳から19歳未満の扶養親族も含む。)がある場合は、限度額に 150,000 円が加算されます。

諸控除一覧表					
障害者控除	270,000円	ひとり親控除	350,000円	小規模企業共済等掛金控除等	当該控除額
特別障害者控除	400,000円	配偶者特別控除	当該控除額 (最高330,000円)	公共用地取得による土地代金等の特別控除	当該控除額
勤労学生控除	270,000円	雑損控除	当該控除額	特定親族特別控除 (令和8年11月分の手当から適用)	当該控除額
寡婦控除	270,000円	医療費控除	当該控除額		

※母(父)が受給者の場合、寡婦控除・ひとり親控除は、諸控除の対象に含まれません。

6. 受給後の手続きについて

次のような場合は、城陽市子育て支援課に届け出てください。



★現況届・・・有効期限を超えて、手当を引続き受けるとき

市から案内文書を送付しますので、毎年8月1日から8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、提出してください。

この届によって手当を引続き受けられる資格があるかどうか審査し、この手当を引続き受けられる場合には、新たに証書が交付されます。

現況届は手当を引続き受けるために、必ず提出してください。

届け出がないと、手当を受給することができません。

また、遅れて提出されると、手当の支給が遅れます。

ご注意！

現況届を2年間続けて出さないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

また、所得制限により手当の支給が制限・停止になっている人が現況届を2年度分続けて出さない場合も同じように受ける資格がなくなります。

★住所変更届・・・住所が変わるとき

(1) 城陽市内で住所が変わるとき

城陽市子育て支援課へ届け出てください。

(2) 城陽市外へ住所が変わるとき

城陽市子育て支援課へ届け出るとともに、新しい住所地の市役所、町村役場にも届け出てください。これまでの手当を受ける資格がそのままであれば、引き続き新しい住所地の都道府県(市)から手当を受けられます。

ご注意！

元の住所地で受給していた状況と新しい住所地での受給状況が異なる場合は必ず届けてください。

届け出をしないまま手当を受けていますと、受けていた手当を返還していただくことになります。

★所得状況の変更届・・・扶養義務者と同居するようになったとき、または別居するようになったとき

ご注意！

所得の高い扶養義務者と同居するようになった月または別居するようになった月の翌月から、手当の支給が停止になる場合や、支給停止が解除となる場合があります。

★氏名変更・支払金融機関変更届・・・氏名・支払金融機関を変えたとき

あなたや児童の氏名が変わったとき、または支払金融機関を変えたときには、城陽市子育て支援課に届け出てください。(マイナンバーの再発行等により、個人番号に変更があった場合も届け出が必要です。)

ご注意！

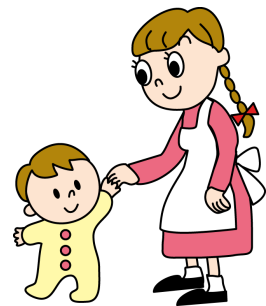
特に、支払金融機関を変えたとき(支店等の統廃合による口座番号の変更を含む。)や氏名変更により口座名義を変えたときに届け出をしないと、手当を受給することができませんので注意してください。

★資格喪失届・・・手当を受ける資格がなくなったとき

減額改定届・・・監護(養育)する児童が減ったとき

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりですので、このような場合には、資格喪失届または減額改定届を城陽市子育て支援課に提出してください。(児童が18歳年度末に到達したときも資格喪失または減額となりますが、この場合は届け出の必要はありません。)

- ① あなたが婚姻したとき(婚姻届を出していないが、事実上生活を共にしている場合を含みます。)
- ② あなたが児童を監護(養育)しなくなったとき
- ③ 児童が父親または母親と同居するようになったとき
- ④ 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所、ショートステイを除く。)に入所したとき
- ⑤ 受給している人または児童が日本に住まなくなったとき
- ⑥ 受給している人または児童が死亡したとき
- ⑦ 遺棄の状態でなくなったとき(支給事由が「遺棄」の場合のみ)
- ⑧ 父または母の拘禁が終了したとき(支給事由が「拘禁」の場合のみ)
- ⑨ 児童が婚姻したとき(成人とみなされます。)
- ⑩ その他手当を受ける資格がなくなったとき



ご注意！

届け出をしないまま手当を受けていますと、受給資格がなくなった月または減額改定の月の翌月から過払いとなり、その期間に受け取った手当全額を返還していただくことになります。

★額改定請求書…養育する児童の人数が変わったとき

引き取り等により監護(養育)する児童が増えたときには、城陽市子育て支援課に額改定の請求書を提出してください。

ご注意！

増額の請求をされた月の翌月から手当額が増額になります。

★障害状況届等…有期認定期間の期限が切れるとき

- (1) あなたまたは児童が外国籍で在留期限がある場合
- (2) 父または母・児童(18歳以上)が障がい理由に手当を受けている場合は所定の手続きをしてください。

ご注意！

提出期限(有期認定期間の終期)までに届を出さないと、再認定されても請求の翌月からの手当の受け取りとなり、手当の一部が受け取れない場合があります。

★証書亡失届…証書を紛失したとき

証書を紛失したり、破ったり、汚したときにはこの届を城陽市子育て支援課に出してください。後日新しい証書をお渡しします。

証書は児童扶養手当を受ける資格があることを証する書類のため、必ず受領し、大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れることはできません。

★その他

- (1) 児童が18歳の年度末を過ぎるときに下記の障がいの状態にある場合は、引続き20歳未満まで手当を受けることができます。
 - ① この手当を受けている途中で、児童が中度以上の障がいの状態になった場合
 - ②すでに特別児童扶養手当を受けている場合
- (2) 父または母が障害年金を受給するようになったとき。
- (3) 災害により住宅等に損害を受けたときは所得の支給制限の特例を受けられる場合がありますので、市へお問い合わせください。

ご注意！

被災の場合、被災から14日以内に届け出る必要があります。

7. 受給開始後の手当額の減額について (受給者が父または母の場合)

手当の支給開始月の初日から起算して5年、または手当の支給要件に該当することになった日の属する月の初日から起算して7年を経過したときには手当額が減額されます。

※ただし、次のような要件に当てはまる場合には手当は減額されません。

- ・働いている(アルバイト可)
- ・就職活動中
- ・身体または精神に障がいがある
- ・病気やけがで働けない
- ・子どもや家族の介護で働けない

手当を減額されないためには「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を提出してください。詳しくは市へお問い合わせください。

8. 児童扶養手当以外のひとり親福祉施策について

京都府においては、ひとり親への支給制度や各種支援事業等をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市役所窓口等で配布しています。

城陽市子育て支援課または京都府山城北保健所へお問い合わせください。



◆お問い合わせ先◆

城陽市役所 子育て支援課 子育て支援係

0774-56-4036